

化学工学会「化学装置材料部会」規約

(総則)

第1条 本会は(社)化学工学会の部会規定により設置され、「化学装置材料部会」と称する(英文名: Division of Chemical Plant Material Engineering)。事務局は当部会の代表者の所属する機関とする。

(目的)

第2条 本会は、化学工業並びに関連する分野の装置・機器に適用される材料(構造材料、耐食材料、機能材料等)に関する学術、技術の向上と普及を図るために国内外の関連情報の収集、委員相互の情報交流、研究発表、シンポジウム、セミナー、講習会等の企画・運営を司る。また、本会の承認のもとに有益と認めるデータ集、技術指針、参考図書等を刊行するとともに、化工誌に化学装置材料に関する特集や関連記事の掲載を企画する。さらに、学会の窓口として国内外の関連諸団体との交流を図る。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 化学工業並びに関連する分野の装置・機器に適用される材料(構造材料、耐食材料、機能材料等)に関する研究
- 2) 講演会、講習会、見学会の開催
- 3) 調査および資料、情報の収集・整備と交換
- 4) 国際会議、化学工学会シンポジウムの開催と支援
- 5) その他、本会の目的の達成に必要な事業

(構成)

第4条 本会は個人会員、賛助会員、学生会員、部会特別会員、名誉会員で構成される。
個人会員は化学工学会正会員のうち、部会に参加を希望した会員である。
賛助会員は化学工学法人会員のうち、部会活動に参加を希望した会員であり、事業所・研究所別に賛助会員の登録ができる。
学生会員は化学工学会学生会員のうち、部会に参加を希望した会員である。
部会特別会員は、化学工学会正会員以外で部会に参加を希望した個人(呼称: 個人特別会員)、および化学工学学会法人会員以外で部会に参加を希望した法人(呼称: 法人特別会員)であり、化学工学会準会員として扱われる。
名誉会員は本会に特に功労のあった会員で、総会での推薦、承認をもって決定される。

(入会および退会)

第5条 入会および退会は書面により提出し、役員会で承認を得るものとする。会費の滞納が1年以上におよぶ会員は会員の資格を放棄したものとみなす。

(役員およびその任期)

第6条 本会に次の役員をおくことができる。
部会長1名、副部会長若干名、部会幹事若干名、監事2名。また、分科会をおく場合は、分科会主査、副主査各1名、分科会幹事若干名を部会役員としておくことができる。役員の任期は2年間とし、再任を妨げないが、原則として任期終了後は新役員と交代するものとする。任期半ばで交代した場合の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 部会長は本会を代表し、会務を総括する。
副部会長は、部会長を補佐し円滑な会務の遂行を行う。
幹事は、本会の運営および諸行事の企画立案およびその業務を執行し、総務、会計、企画等を分担する。分科会主査、副主査は幹事を兼任する。
監事は部会の財政および業務を監査する。
分科会主査、副主査は、各分科会を代表し分科会の会務を総括する。
分科会幹事は、分科会の運営および諸行事の企画立案およびその業務を執行する。

(役員を選出)

第8条 部会長の選出は部会会員の推薦をもとに役員会で候補者を協議した上、総会にて選出する。

総会にて部会長選出後、部会担当理事を通じて化学工学会理事会が承認する。
副部会長、監事、幹事、分科会主査、副主査は部会長が任命し、総会にて承認する。

(役員 の 罷免)

第 9 条 本会にとって著しく不利益が生じるもしくは本会にふさわしくないと判断された場合は、会員からの申し出により、当該役員の処遇について監事を含めた役員会で協議したのち、正当な根拠とともに総会に審議を諮る。

(分科会 の 設置)

第 10 条 本会の目的を達成するための分科会を設置することができる。
分科会の設置、期間延長および改廃と主査、副主査は役員会で協議の上、総会の承認により決定する。分科会の設置期間は 2 年とするが、必要に応じて期間を延長することができる。分科会幹事は分科会主査が任命し、部会役員会にて承認する。

(部会役員会)

第 11 条 部会役員会は、部会長以下、監事を除く役員により構成し、必要に応じて部会長が召集する。ただし、監事は役員会に出席し意見を述べるができるものとする。

部会役員会は次の事項を行う。

- 1) 会の設置および継続に関する事務
- 2) 会員の入退会
- 3) 化学工学会との連絡
- 4) 事業計画、予算および決算案の立案
- 5) 分科会会員の選出および分科会幹事の承認
- 6) 次期部会長候補の選出
- 7) その他、本会の運営と事業の執行に必要な事項

(総会)

第 12 条 総会は年 1 回行い、部会長がこれを召集する。ただし、部会長は必要に応じて臨時総会を召集できるものとする。

総会では次の事項を行う。議決は出席者の過半数の賛成による。

- 1) 事業、会務報告とその承認
- 2) 事業計画、予算の承認
- 3) 役員 の 改選
- 4) 規約の改正および細則の制定と改正
- 5) その他、本会に必要な事項の決定

(部会事務局)

第 13 条 部会事務局は部会長の下で、部会の事務一般を掌握する。部会事務局員の任命は、部会役員会の議を経て部会長が行う。

(会計)

第 14 条 経理は化学工学会との連結決算となる。本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、委託研究費および事業収入を以ってこれにあてる。部会運営費の 10%を部会関連事業経費・管理費として化学工学会本部へ納める。受託研究の受け入れに伴う経費の扱いについては、事実が発生した時点で、役員会にて協議、規定する。余剰金は、次年度へ繰り越しできる。

(会費)

第 15 条 部会費は、個人会員は化学装置材料部会のみに入会する場合は免除、複数の部会に入会する場合は(入会部数-1)×1,000 円とする。賛助会員年額 10,000 円とする。部会特別会員は、個人特別会員年額 2,000 円、法人特別会員年額 10,000 円とする。名誉会員、学生会員は免除。

(細則)

第 16 条 本規約の実施に関して必要が生じた場合には細則を定めることができる。細則の制定と改正は総会の承認をもって成立する。

(規約の改正)

第 17 条 本規約は、総会の承認をもって改正することができる。

(付則)

第 18 条 本規約は 2010 年 4 月 1 日より施行する。